

## 匝瑳市議会平成21年9月定例市議会議事日程（第20日）

9月30日（水曜日）午前10時開議

- 1 開 議
  - 2 付託議案（陳情）に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告
  - 3 委員長報告に対する質疑
  - 4 議案（第1号－第13号）・陳情（第1号－第4号）に対する討論
  - 5 議案（第1号－第13号）・陳情（第1号－第4号）の採決
  - 6 匝瑳市農業委員会委員の推薦について
  - 7 閉 会
- 

### 出席議員（21名）

|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 議 長  | 佐 藤 悟 君     | 副議長  | 浅 野 勝 義 君 |
| 1 番  | 武 田 光 由 君   | 2 番  | 越 川 竹 晴 君 |
| 3 番  | 小 川 博 之 君   | 4 番  | 石 田 加 代 君 |
| 6 番  | 栗 田 剛 一 君   | 7 番  | 川 口 明 和 君 |
| 8 番  | 椎 名 嘉 寛 君   | 9 番  | 江波戸 友 美 君 |
| 10 番 | 荻 谷 進 一 君   | 11 番 | 田 村 明 美 君 |
| 13 番 | 佐 瀬 公 夫 君   | 15 番 | 浪 川 茂 夫 君 |
| 16 番 | 林 芙 士 夫 君   | 17 番 | 佐 藤 浩 巳 君 |
| 18 番 | 佐 藤 正 雄 君   | 20 番 | 石 田 勝 一 君 |
| 21 番 | 山 崎 剛 君     | 23 番 | 林 日 出 男 君 |
| 24 番 | 大 木 傳 一 郎 君 |      |           |

---

### 欠席議員（1名）

19 番 岩 井 孝 寛 君

---

事務局職員出席者

事務局 長 若 梅 和 巳  
主 査 補 林 朝 美

主 幹 大 木 昭 男

---

地方自治法第121条の規定による出席者

|             |             |               |           |
|-------------|-------------|---------------|-----------|
| 市 長         | 江波戸 辰 夫 君   | 副 市 長         | 伊 藤 正 勝 君 |
| 会 計 管 理 者   | 増 田 重 信 君   | 秘 書 課 長       | 小 林 正 幸 君 |
| 企 画 課 長     | 木 内 成 幸 君   | 総 務 課 長       | 勤 田 道 治 君 |
| 財 政 課 長     | 宇 野 健 一 君   | 税 務 課 長       | 島 田 省 悟 君 |
| 市 民 課 長     | 大 木 公 男 君   | 環 境 生 活 課 長   | 岩 橋 光 男 君 |
| 健 康 管 理 課 長 | 椿 隆 夫 君     | 産 業 振 興 課 長   | 鈴 木 康 伸 君 |
| 都 市 整 備 課 長 | 茅 森 茂 君     | 建 設 課 長       | 野 澤 英 一 君 |
| 福 祉 課 長     | 鎌 形 廣 行 君   | 高 齢 者 支 援 課 長 | 柏 熊 明 典 君 |
| 市 民 病 院 院 長 | 秋 山 賢 明 君   | 教 育 委 員 会 長   | 江 波 戸 寛 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 梶 山 定 一 君   | 教 育 委 員 会 長   | 熱 田 康 雄 君 |
| 学 校 教 育 課 長 |             | 教 育 委 員 会 長   | 熱 田 康 雄 君 |
| 監 査 委 員 会 長 | 伊 知 地 良 洋 君 | 農 業 委 員 会 長   | 太 田 忠 治 君 |
| 事 務 局 長     |             | 農 業 委 員 会 長   | 太 田 忠 治 君 |

開議の宣告（午前10時00分）

○議長（佐藤 悟君） おはようございます。これより、去る9月28日の本会議散会前に引き続きまして本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



提出資料について

○議長（佐藤 悟君） 次に、さきの常任委員会において資料請求があり、執行部と協議の結果、匝瑳市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書、地域活性化・公共投資臨時交付金充当事業に関する調べについて配付することにいたしました。よって、各議席に配付をいたしました。

なお、配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 配付漏れなしと認めます。



発言の申し出（答弁未了分の答弁）

○議長（佐藤 悟君） ここで申し上げます。

岩橋環境生活課長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

岩橋環境生活課長。

○環境生活課長（岩橋光男君） おはようございます。荻谷議員さんの一般質問の中で答弁未了の部分がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、匝瑳市ほか二町環境衛生組合における焼却灰をエコセメントの原料としてリサイクルしている年間のリサイクル量のお尋ねでございますが、平成20年度で1,045トンでありました。

2点目の、処分場への年間の埋め立て量についてのお尋ねでございますが、平成20年度で990立法メートルでございます。

以上でございます。



付託議案（陳情）に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告

○議長（佐藤 悟君） 日程第1、日程に従いまして、これより各常任委員会に付託いたしました案件の議案第1号から議案第13号までと陳情第1号から陳情第4号までの審査の経過と結果についてを一括議題とします。

去る9月16日に各常任委員会に付託いたしました議案等の審査の経過と結果はお手元に配付のとおりであります。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 配付漏れなしと認めます。

これより各常任委員会の審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

椎名嘉寛君。

〔総務常任委員長椎名嘉寛君登壇〕

○総務常任委員長（椎名嘉寛君） 総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る9月16日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費、実質収支に関する調書（一般会計）、財産に関する調書（匝瑳市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金、匝瑳市介護給付費準備基金、匝瑳市介護従事者処遇改善臨時特例基金を除く）、議案第7号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第13目諸費を除く）、第8款消防費、第2表地方債補正、以上、議案2件で、この審査のため、去る9月17日午前10時から第2委員会室において、委員8名、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め、委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費、実質収支に関する調書（一般会計）、財産に関する調書（匝瑳市国民健康保険財

政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金、匝瑳市介護給付費準備基金、匝瑳市介護従事者処遇改善臨時特例基金を除く)について、執行部からの説明の後、質疑に入りました。

質疑では、合併特例債事業の財源措置に関する事項、国・県への要望に関する事項、税の収納率向上に関する事項、男女共同参画の推進に関する事項、市民総合賠償補償保険に関する事項、防災対策の推進に関する事項等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議において認定するものと決しました。

次に、議案第7号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算(第2号)について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第2款総務費(第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第13目諸費を除く)、第8款消防費、第2表地方債補正について、執行部からの説明の後、質疑に入りました。

質疑では、消防団員用活動服の整備に関する事項、光ブロードバンド施設の整備に関する事項、消防施設補助金に関する事項、庁舎空調設備の改修に関する事項等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

以上で総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(佐藤 悟君) 総務常任委員長の報告が終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

越川竹晴君。

[文教福祉常任委員長越川竹晴君登壇]

○文教福祉常任委員長(越川竹晴君) おはようございます。文教常任委員長報告(平成21年9月定例会)におきまして文教福祉常任委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

去る9月16日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費(第3項戸籍住民基本台帳費)、第3款民生費、第4款衛生費(第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費を除く)、第9款教育費、第10款災害復旧費(第3項文教施設災害復旧費)、議案第2号 平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書(国民健康保険特別会計)、財産に関する調書(匝瑳市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金)、

議案第3号 平成20年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（老人保健特別会計）、議案第4号 平成20年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（後期高齢者医療特別会計）、議案第5号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（介護保険特別会計）、財産に関する調書（匝瑳市介護給付費準備基金）、匝瑳市介護従事者処遇改善臨時特例基金）、議案第6号 平成20年度匝瑳市病院事業決算認定について、議案第7号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第13目諸費）、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、議案第8号 平成21年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第9号 匝瑳市立小学校設置条例及び匝瑳市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 匝瑳市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 匝瑳市立図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての議案13件と、陳情第1号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書、陳情第2号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情書、陳情第3号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情書、陳情第4号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情書の陳情4件でした。

この審査のため、去る9月18日午前10時から第2委員会室において、委員7名と執行部側から副市長、教育長及び関係課長等の出席を求め、委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして御報告をいたします。

初めに、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費を除く）、第9款教育費、第10款災害復旧費（第3項文教施設災害復旧費）について、質疑に入りました。

質疑では、民生費のセーフティネット支援対策事業、自立支援給付事業、紙おむつ支援事業、福祉カー貸付事業、衛生費の横芝光町立東陽病院助成事業、新型インフルエンザの予防接種について、給食関係、教育費における社会教育団体育成事業、フロンティア学寮事業、

各匝瑛市のグラウンド等の貸出費用などについて質疑があり、執行部の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第2号 平成20年度匝瑛市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（国民健康保険特別会計）、財産に関する調書（匝瑛市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金）について、質疑に入りました。

質疑では、国保会計の窮状の要因について、さまざまな角度から質疑があり、執行部の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第3号 平成20年度匝瑛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、実質調書に関する調書（老人保健特別会計）について、質疑に入りました。

質疑では、施策の成果で、老人保健特別会計について執行部より詳細な説明を受けた後、慎重に審査し、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第4号 平成20年度匝瑛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（後期高齢者医療特別会計）について、質疑に入りました。

質疑では、年金の特別徴収と普通徴収の選択制の長所・短所などについて質疑があり、執行部の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第5号 平成20年度匝瑛市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（介護保険特別会計）、財産に関する調書（匝瑛市介護給付費準備基金、匝瑛市介護従事者処遇改善臨時特例基金）について、質疑に入りました。

質疑では、地域包括支援センターの業務及びケアマネジャー等の職員体制の就業状況などについて質疑があり、執行部の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第6号 平成20年度匝瑛市病院事業決算認定について、質疑に入りました。

質疑では、病院の課題、職員の職場における雰囲気などについての質疑があり、執行部の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第7号 平成21年度匝瑛市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第13目諸費）、第3款民

生費、第4款衛生費、第9款教育費について質疑に入りました。

質疑では、教育費の牛乳保冷庫、デジタルテレビなどの購入に関する質疑があり、執行部の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第8号 平成21年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入りました。

質疑では、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第9号 匝瑳市立小学校設置条例及び匝瑳市保育所条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、小学校の統廃合について質疑があり、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第10号 匝瑳市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第11号 匝瑳市立図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑に入りました。

質疑では、市立図書館のスタッフの体制、運営について質疑があり、執行部の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第12号 匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例の制定について、質疑に入りました。

質疑では、のさか図書館、のさかアリーナなどの使用料について質疑があり、執行部の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第13号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑に入りました。

質疑では、執行部より詳細な説明を求めた後、慎重に審査し、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、陳情第1号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書について審査しました。

陳情書の文案に行政的な考えの必要性について、意見が出されました。採決の結果、賛成

少数で、本会議において不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第2号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情書について審査いたしました。

陳情書の文案に財政的な考えの必要性について意見が出されました。採決の結果、賛成少数で本会議において不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第3号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情書について審査いたしました。

子どもの医療費の無料制度について意見が出され、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成少数で本会議において不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第4号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情書について審査しました。

国民健康保険の国の負担率について意見が出されました。採決の結果、賛成少数で本会議において不採択とすべきものと決しました。

以上で文教福祉常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤 悟君） 文教福祉常任委員長の報告が終わりました。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

小川博之君。

〔産業建設常任委員長小川博之君登壇〕

○産業建設常任委員長（小川博之君） 産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る9月16日の本会議において、当委員会に付託された事件は、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費（第1項農林水産業施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費）、議案第7号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、以上、議案2件でありました。

この審査のため、去る9月24日午前10時から第2委員会室において、委員7名、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め、委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果

について御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費（第1項農林水産業施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費）について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、農林水産業費の農地銀行活動事業に関する事項、商工費の地域づくり戦略プラン策定事業等に関する事項、土木費の公園等の維持管理及び地震ハザードマップに関する事項について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において認定するものと決しました。

次に、議案第7号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、商工費の総合経済対策関連事業等に関する事項、土木費の地域連携緊急道路維持事業等に関する事項について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

以上で産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤 悟君） 以上で各常任委員長の報告が終わりました。



#### 委員長報告に対する質疑

○議長（佐藤 悟君） 日程第2、これより質疑に入ります。ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 越川文教福祉常任委員長に、大変恐縮ですが、質問したいと思うんです。

実は、陳情の4件の問題です。今のここまで採択だと私は思っていたんです。事務局へ行ったら、「大木さん、陳情について討論しないですか」と、何かおかしいことを言うなどは

思っていた。私は当然、採択されたものという認識でいましたので、討論通告もしませんでした。そういう今の委員長の報告や、それから審査報告書を見て、愕然としたわけですね。

そこで、若干お伺いしたいんですが、この審査はなぜ不採択にするかという理由が全く見えていない。恐らくきょう、反対討論、ここに参加された方が反対討論をして、その理由を述べると思います、当然。理由なくして反対というのは、政治家として全く筋が通りません。ましてやこの報告書を見させていただくと、理由らしき理由で不採択にしている意見が全く見られない。例えば陳情の第1号、保育施設の拡充を求める意見書について、財政的な裏づけが必要だと。こんな冗談な意見を全員が賛同するという事態が、例えば道路舗装をしてください、ここの道路の排水を整備してくださいというので、市民からそういう陳情が来たときに、財政的な裏づけまで言えますか。陳情というのは、こういう施策を実行してほしいという、その要望を届けるのが陳情でしょう。それを真剣に受けとめるのは議会でしょう。具体的な不採択の理由について、どういう議論をされたのか伺いたいと思うんです。

それで、これを不採択にするということになると、結局、第2の質問になるんですが、現状容認になるわけですよ。現状を容認する。例えば子どもの医療費については、市長も、匝瑳市としても、あるいは千葉県でも、森田知事も小学校3年までとか、あるいは横芝光町では小学校6年までやっているわけですよ。これは苦しい財政の中で頑張っているわけですよ。これを国が予算化すれば、地方自治体としては財政的な痛みがないわけですから、国に要求することを不採択にする自治体が、じゃ、匝瑳市として小学校6年までの子ども医療費の助成をもしやるとしたら、単独でやるとしたら、これは大変な財政的な負担になるわけですよ。国が本来やるべきですから。これを不採択にするという、その理由が全く不明瞭、不鮮明。市当局の十分な説明があつて不採択と。そうするとあれですか、執行部はこれを不採択にすべきだというようなことを言っているわけですか。そういうことになっちゃうわけですよ。委員からはまるっきり意見が出ていないんですから。

それで、例えば国保の第4号の陳情については、国民健康保険制度の改善のため国に意見書を出してほしいと。その内容というのは、資格証明書も義務づけをやめてほしい、それから、国保への国庫負担率を45%に、前に戻してほしいと。今、匝瑳市では、国保会計は本当に厳しい事態になっているわけですよ。これは本来国の制度、助成でやるべき仕事でしょう、国保というのは、国民の命と健康を守る事業というのは、国の責任。憲法のあれは25条ですか、生存権の問題で、国が責任を持ってやるべきこと。当然、このまま行ったら匝瑳市は、来年、再来年、国保税の引き上げをやらざるを得ない。国が45%に引き上げてくれれば、国

保税の引き上げをやらなくても済むわけですよ。引き上げれば収納率は悪くなる、滞納はどんどんふえ続ける。悪魔のサイクルで、泥沼に入っちゃっているわけでしょう、今、現状は。国に何で要求しないんですか。なぜ不採択にするのかという、そういう議論が全くされていない。それで不採択と。これはどういう委員会の……市民の立場に立った議論ではない、審査ではないと、こう思うんですが、もう少し詳しい委員会の内容を御報告をいただきたいと、このように思うんですが。

○議長（佐藤 悟君） 越川竹晴君。

○文教福祉常任委員長（越川竹晴君） それでは、大木議員の御質問にお答えをいたします。

会議録を見ていただいたということですが、それはそのとおりでございます。委員会を通しまして、委員各位の御意見を拝聴させていただきましたけれども、重複しますけれども、採択すべきという意見につきましては、この陳情文のとおり、採択すべきという意見をいただきました。また不採択につきましては、よくわからないから継続審査にしてはどうかと。それから、国も厳しい財政の中で運営をしている、財政的な裏づけや具体案を示すことが必要ではなからうか。また、案が文中に入っていない。陳情は多くあると。その中で、皆が納得するような陳情案であってほしい等の御意見をいただきました。

また、この会議録の中にはありませんけれども、休憩時にある委員さんとお話をする中で、私の意見を申し述べる場ではありませんけれども、ここは。この陳情に対して、陳情で上がってきた問題点というものはこれは自民党政権下にあるときに浮上してきた問題であって、これから新しい民主党政権、これに移行しまして、改善されるんじゃないかと、是正されるんじゃないかなというような意見もお聞きしておりまして、委員の皆さん、そういうお考えも強かったのかなというふうに感じております。委員の皆さん、議会制民主主義にのっとって、結果、不採択という結果に相なったわけでございます。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 支離滅裂ですね、これ。これから、陳情は財政的な裏づけが文案の中になければ、もう全部不採択ですか。そんなものではないでしょう。文案がないというのは、どういう文案がなかったということなんですか。文案がないというのは、確かに江波戸友美委員が述べていますよ。これはどういうことなんですか。その具体的な内容については、全く触れていないんですよ。ほとんど意見がないままに不採択にするというのは、私は、議員としての初歩的な責務を、責任を放棄したに等しいと。ましては国保の改善を求め

る、子どもの医療費の助成を求める、介護保険という、今、深刻な介護制度の充実を求める、みんなみんな匠瑳市民が心から願っている切実な内容でしょう。要望でしょう。新政権がこれはやるから不採択と、こんなとんちんかんというのか、意味不明な形で不採択にするというのは、考えられないですよ。新政権がもしやるにしたって、やはり地方議会からだめ押しという形で要求を届けるのが議員の議会としての務めでしょう。

ところで、この委員会では、賛成少数ということなんですが、賛成と反対された委員の名前をここではっきりさせてください。

（「そんな必要ないよ」「そんな必要ないと思いますよ」「休憩してくれる」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 暫時休憩します。

午前10時41分 休 憩

---

午前10時44分 再 開

○議長（佐藤 悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

越川竹晴君。

○文教福祉常任委員長（越川竹晴君） 4本の陳情に対しまして採択、不採択された委員名をということですが、採択に賛成をされた委員は田村委員であります。ほかの委員につきましては全員不採択でありました。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 結果的に、今委員長が報告されたように、賛成は1人、で、この文書を見れば、石田委員、江波戸友美委員、佐瀬委員、あとだれですか。

（何事か発言する者あり）

○24番（大木傳一郎君） ちょっとお伺いしたいと。

（何事か発言する者あり）

○24番（大木傳一郎君） いや、議員は公開の席上の態度ですから、これはだれが反対し、だれが賛成したかというのは、当然明確にすべきであるわけです。責任を持って議案に対する態度を決定するわけですから。隠すような問題ではない。それをはっきりさせていただきたいと。

それから、議員として、いわゆる資格が問われるような意見も出ている。例えば、先ほど委員長が報告したように、国保制度改善のための国への意見書提出について、よくわからない。この陳情を見て、よくわからないという自体がこれは私はおかしいと思うんですが、率を戻すことに、じゃ反対なんですね、これを不採択ということは。それから、資格証明書の義務づけは当然だというふうに、匝瑳市議会議員の多くはそういうことをここではっきりさせることになってしまう。小学校の子どもへの医療費の無料制度の実現についても、国の責任でやってほしいというのがこの陳情の趣旨です。そうすると、市民の願いで、国が金を出さなくてもいいと、匝瑳市でやるんだと、苦しい財政事情があるけれども、国を相手にしないで、匝瑳市単独で小学校就学前までの医療費の実質減をやるということなんですか。

先ほどの質問の中で、財政的な裏づけがない限り、これからの文教福祉常任委員会での採択は不採択にすると、財政的な裏づけの記述がない限り。こういうふうに理解していいものなんでしょうか、お答えください。

（「やってられないないわな」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 越川竹晴君。

○文教福祉常任委員長（越川竹晴君） 文教福祉常任委員会の委員名は、大木議員御存じだと思います。田村委員以外は全員不採択ということでございます。御勘弁をいただきたいと思っております。

それと、この4本の陳情文に対して審査をしたわけでありまして、国が、自治体が単独でというような、委員会で審査をしたわけではございません。この陳情文に対して、委員の皆さん、不採択とされたものでございます。市が、町が云々ということではございません。この陳情文に対してだけの審査の結果でございました。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） ほかに質疑は……

田村明美君。

○11番（田村明美君） 越川委員長に、文教福祉常任委員会に出席、参加している委員としてお尋ねしたいことがあります。

といたしますのは、今……

（何事か発言する者あり）

○11番（田村明美君） 答弁、答弁というんですか、委員長報告、よく聞いてください。今、委員長報告された中に、私が全く知らない、見えない部分の報告がされたんですね。非常に

不信感を抱きました。といいますのも、休憩時間に私以外の委員の方々と会議室のほかの場所で話をされた。その報告をされましたね。その中で、自民党の旧政権のときに出された陳情であると。政権が変わってなのでということをお話された。私もそこに参加している。いろいろ話がなされたならまだしも、全く私はそのことを知らないんですね。話し合いが行われたということは全く知らされていませんし、呼ばれてもいませんし、全く知らないところで、それも、きちんとした公式の席ではないところで委員長を含めて委員の方々がそういう裏の話をされたわけですね。ということは、越川委員長は私から見ると、公式ではない場で———のかと考えざるを得ません。全く不信を抱いてしまいます。私は、要点筆記なのでこの中には余り出てこないんですけども、それぞれの陳情書の審査のときに、どうぞ皆さん、私は採択賛成すべきだと考えるが、もし、反対とかそのほか意見があるんだならば、いろいろ意見を出していただきたい。それで議論し合おうということをお願いしました。ですが、ここに筆記されている要点のみの、とりわけ5人ですか、いらっしゃる中で、1人の方がある程度御自分の意思を発言された。そのほかの方は黙認だったわけですね。1人の方がこの幾つかのことを発言されて、あとの方は全く発言されないということは、裏で委員長を———話し合いが行われたので話す必要がないと、結論は先にありきということだったんですか。それは非常に、委員会という公式の席で市民、県民から出された陳情を審査するに当たって、不見識ではないですか。これからの委員会の運営ということもありますので、きちんとお答えいただきたいと思います。

(「普通はしない」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 越川竹晴君。

(何事か発言する者あり)

○文教福祉常任委員長(越川竹晴君) 休憩時に廊下でたまたま座談という形で、これこれこうなんだよな、委員長な、どうだろうかというような話を立ち話でしたまででありまして、田村委員がわざわざいないところを見計らったの話をしたわけでも何でもございませんので、その辺、御了承願いたいと思います。

それから、委員長を———と、———のかと言われますけれども、採決には私は参加できませんので、———というようなことはこれっぽっちもございません。そういう認識もしておりません。

以上です。

○議長(佐藤 悟君) 田村明美君。

○11番（田村明美君） 一言述べさせていただきたいと思うんですが、確かに委員長は、挙手する権限は持ちません。可否同数の場合に採決する権限が与えられているというふうに理解しています。ただ、委員である私のほうから再三どうぞ皆さん御意見言ってくださいとお願いしているにもかかわらず、黙認されたと、そういった状況の中で、片や採択賛成の意見があり、そして反対、継続審査というのも一言二言は出てきますが、意見があり、そうしたら委員長の権限として、もっと十分な議論をするという働きかけを行うべきではないですか。そういった働きかけが行われたとは認識していません。そのことについて答弁をお願いします。

（「いいかげんにしろよ」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） さて、困りました。

越川竹晴君。

○文教福祉常任委員長（越川竹晴君） 会議録には載っておりませんが、御意見はございませんかと、採決に至りましても私は、御意見をいただいたほうが採決もとりやすいと述べさせていただいております、会議録には載っておりませんが。これからも、委員の皆さんの御意見を広くいただいきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） ほかにありませんね。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。



#### 議案（第1号—第13号）・陳情（第1号—第4号）に対する討論

○議長（佐藤 悟君） 日程第3、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、討論は、議案第1号から議案第13号までを一括して行い、次に、陳情第1号から陳情第4号までを一括して行います。

初めに、議案第1号、議案第4号、議案第6号及び議案第12号に対する原案反対者、田村明美君の登壇を求めます。

田村明美君。

〔11番田村明美君登壇〕

○11番（田村明美君） 日本共産党の田村明美です。反対討論を行います。

議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論いたします。

私は、先日の一般質問においても、江波戸市長及び執行部の政治姿勢という観点から、市の行財政運営に関してお尋ねしました。そこで、この間の政府の三位一体改革、行政改革方針について、市長及び執行部は、そのことを当然のこととして受け入れてきた、そして、現在もそれに変わりはないとの姿勢が答弁の中で示されたと認識しました。大変残念です。平成20年度は、行政改革大綱の集中改革プランの最終年度でした。政府の三位一体改革による地方交付税等の削減に苦しめられながら、公債費の歳出はきっちり行いながら、かつ経常経費の抑制を図ってきた1年でした。職員数を減らし、市民密着のサービスはふやさず、減らせる部分は減らしていきました。その結果、市民が求めるさまざまなサービスや施策は実現されない場合が多く、市民にとっては、税や保険料、利用料、使用料、手数料、支払いの負担感ばかりが重く感じられた1年でした。

一般質問の際にも述べさせていただきましたが、平成20年度の決算書等を見る中で、思い返してみても、6点の本来施策として速やかに実行されるべき点が実行されないままになっている。それが市民を苦しめてきたということがあります。再度項目だけ述べさせていただきます。

市の産業振興関係費は、非常に少ない予算・決算でありました。

匝瑳市にとっての税金の未納、滞納が大きくふえ続ける中、市民所得を向上させる対策を緊急にとる必要があります。ところが農業、あるいは商業、工業、産業の振興については、その産業の当事者任せにしてきた、そのことを強く感じる決算内容です。

そして、もう一つ、福祉カーゆうあい号の運行についてですが、一貫して旧野栄町方式で、運転手さんもつけた福祉カーゆうあい号の運行を求め続けてきました。この件については以前、市民の方々から陳情署名にも出されています。しかし福祉課、また執行部のほうでは、車両の無料貸し出しのみを実行するというに徹底してきました。このことによって、体の不自由な方、高齢者の方々が、どれだけ交通手段で不自由な思いをしたのでしょうか。その分、介護予防的なことへの参加も滞ってしまったのではないのでしょうか。

もう一つ、市の地域包括支援センター、人員も、増員は徐々になされてきてはいますが、担当課の報告では、高齢者の介護相談、生活相談を受けられる体制にはなっていないという

ことがわかりました。要介護認定の要支援1、2の方々のケアプランを作成することまでも、本来、これは地域包括支援センターがすることになっていますが、民間の事業所に委託をせざるを得ないでんてこ舞いの人員配置でしかない。市民の方々に大変不自由な思いをかけているのではないのでしょうか。

また、高齢者だれもが気軽に参加できる常設のデイサービス事業、これは介護保険制度が開始された前、そして当初は、市の事業として継続されていました。市民ふれあいセンターを会場にして行われ、介護認定の有無にかかわらず、気軽に高齢者が参加し、そのことが実質的な介護予防策になっていました。しかし今、介護保険の認定を受けた方だけが利用できる。また、独居の場合の高齢者とか、条件が非常に厳しくさせられています。予算化して、常設のだれもが気軽に参加できるデイサービスを設置することが、そして運営することが、高齢者の介護予防の施策となるのではないか。このことも求めてきましたけれども、担当課のほうでは、本腰を入れて検討していただくことはありませんでした。

また、乳幼児医療費助成の対象年齢を小学校卒業まで引き上げることも、議会の中でもたびたび求めてまいりましたが、検討もされていません。

妊婦健診14回、このことについては、国のほうで政策として実施してきています。しかし具体的な話を聞きますと、妊婦の方々にとって、完全に健診料が無料とはなっていない。自己負担は大きくあります。残っています。市の施策として、このことも補てんするべきではなかったのでしょうか。

このように、市民にとって求めている、市民が切実に求めている施策、サービスが実施されていません。その一方で、政府総務省等が推進している事業には、合併特例債も活用し、起債と一般財源からの歳出も計りながら大型事業が計画され、執行されてきました。現在も行われています。例えば、防災行政無線のデジタル化整備事業、また、電子自治体づくりのための電算整備及びその保守管理事業、金額的に突出しています。

一般質問の中で私は、合併特例債活用事業については、総事業費を抑制し、借金である起債額も抑制すること、凍結する事業についても判断していくこと、また、総務費の電子計算費の算出歳出額を大きく抑制する必要がある。市民サービスの向上に直結するものでなければ、当分の間、電算関係の整備事業、新しい整備事業は凍結していく必要がある。維持管理費、業務委託費の抑制も検討すべきであると述べました。市民の命、健康、生活、経営を応援する施策こそ、今、匝瑳市が最も力を入れなければならないときではないのでしょうか。不要不急の事業は延期し、凍結すべきときです。このままでは、市役所は存在しても、そこで

行われている施策は形骸化し、内実を伴わなくなる。市民がそのありようを見て、市役所職員のさらなる削減を希望する。そして、施策やサービスはもっともっと後退していく一方となる。そういった行政のありさまになってしまっただけではありません。その方向に一歩足を踏み入れた平成20年度決算内容になっています。そのことで私は、平成20年度匝瑳市の一般会計決算認定に反対いたします。さらに来年度予算編成においては、このことを教訓として、まず枠配分方式の予算編成は見直し、担当各課の課長を筆頭に、職員の皆さんが企画提案、いきいきできる、そしてその実行にやりがいを感じられる行政の運営をしていただくことを求めます。

次に、第4号 匝瑳市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対討論です。

後期高齢者医療制度は、平成20年度に開始される以前から高齢者の悪評を買ってきた大変問題のある制度でした。75歳に達すると、現行の社会保険や国民健康保険から無条件で引き離され、75歳以上の高齢者だけを被保険者としての保険がつけられました。高齢者だから医療費も当然かかります。今後、高齢者人口は急激に増大していきますから、総医療費は大きく増額していくことが見込まれます。その高齢者の医療費の負担は、高齢者みずからが抱えて支払っていく。総医療費額がふえれば比例して、または、それ以上に高齢者の保険料も引き上がる。保険料負担を重くしたくなければ、医療にできるだけかからない自分の努力と、また、医療の質を落として、手厚い診療や看護は期待しないことが求められるといった方向性を持った問題の大きい、それが後期高齢者医療保険制度です。

新しい民主党が中心となった政権は、その選挙マニフェストに後期高齢者医療制度の廃止を記述していますが、今後、長年社会に貢献してきた高齢者の方々の命と健康をどのように扱うのかの政治姿勢が試される重要課題だと考えます。本市の特別会計については、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定した保険料額を含む具体的実施事項をそのまま実行し、そして算出した結果の決算認定であることは、重々認識しています。しかし、基本的政治姿勢の問題と、また、匝瑳市行政としては、本来やらなければならない実態調査が十分行われてこなかったという問題を指摘し、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対いたします。

議案第6号 平成20年度匝瑳市病院事業決算認定について反対討論します。

総務省の公立病院改革ガイドラインに基づき策定した国保匝瑳市民病院改革プランの実施計画は、平成21年度、本年度からの3カ年計画であります。その市民病院改革プランをつくる基礎データが、この平成20年度病院事業決算の数値であろうかと考えます。病院改革プラ

ンは、病院の経営効率を優先して対策をとろうとするものでありますから、匝瑳市民病院にとって、平成19年度までの運営経営状況よりさらに悪化した平成20年度の数値、データは、今後の病院の方向性に悪い影響を与えるのではないかと大変危惧しています。そういう決算結果です。

事業収支の状況は、国の制度改定や診療報酬、介護報酬の改定によっても大きく左右されると考えられますので、単純比較して憂えるのは避けたいと思います。しかし、そこで最も問題とするのは、匝瑳市民病院においては、入院患者数及び外来患者数の大きな減少であり、介護老人保健施設ぬくもりの里についても、入所利用者数、通所利用者数の減少です。市民病院は、内科、整形外科、外科・消化器科、この3つの3病棟で、入院患者数、平成20年度は1日平均92人、前年度と比較すると、1日当たり15.5人も減少、外来患者数は平成20年度1日平均332人、前年度と比較すると1日19.6人の減少という結果です。そのため、病床利用率も58.6%、6割を切りました。前年度より9.9ポイントも低下してしまいました。常勤医師数が1名減って10名となったことを要因に考えたとしても、この結果は納得いきません。なぜ患者数が激減したのかを調査・検討し、本年度早々から患者数を増大させる徹底した対策を講ずる必要があると考えます。しかし議会答弁では、本市の執行部幹部及び市民病院の幹部の方々の独自の積極的な計画、行動予定は、示されませんでした。県の指導が入ったということですが、その県の結果報告と対策、指導頼みということしかわかりませんでした。これでは、市民病院の行く末は、縮小、診療所化が考えられます。非常に危機です。

また、介護老人保健施設ぬくもりの里における入所・通所、訪問系の各介護事業についても、利用者数及び活動実績数をふやしていこうとする姿勢が見られません。希薄です。公的介護事業所がそのサービス利用数をふやしていこうとする積極的姿勢は、介護サービスの充実につながります。介護サービスの充実を求める市民、利用者の期待にこたえることが必要です。決して市民、利用者は、市が行っている公的介護事業所がほどほどの業務を行ってくればいい、あるいは民間の経営を脅かすような業務を行わないほうがよいとは考えておられないと思います。積極的にやっていただきたい、充実してほしいというのが市民、利用者の率直な要望です。このように、執行部、そして病院幹部は、消極的な姿勢になっています。今こそ市民に目を向けて、積極的なアクティブな姿勢に変わっていただくよう求めるものです。

そして最後、議案第12号 匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例の制定について反対討論します。

本議案は、野栄総合支所を改修して、1階にのさか図書館、2階に小ホールと展示室を設置することに伴う使用料の徴収条件、金額を条例に追加する内容です。

図書館の利用は、無条件に無料です。しかし図書館に併設された小ホールと展示室については、八日市場公民館と同様の扱いとし、その使用に当たっては、同様の使用料徴収を行うという内容です。大綱質疑、文教福祉常任委員会で質疑し、当局答弁がなされたわけですが、基本的な点で大きな矛盾があり、納得いくものではありませんでした。その矛盾点を指摘いたします。

1つには、図書館施設は、利用料は無償とするのが原則です。ところが条例改正案では、その別表第1の第4番目にのさか図書館の項目を設け、小ホールと展示室の使用料を明記しました。当局は、小ホールと展示室は市立公民館と同じ扱いであるという説明を口頭ではされていますが、条例の中に小ホールと展示室は公民館であるという明記は一切ありません。図書館は図書館法、公民館は社会教育法に基づき、それぞれ条例も制定され、管理運営が行われています。法律上、基本的に図書館と公民館は全く別の扱いです。のさか図書館施設に使用料徴収を課してしまってよいのでしょうか。手続上も、問題ではないのでしょうか。

次に、市立公民館の設置管理条例の第4条では、「公民館を利用しようとする者は、市教育委員会の許可を受けなければならない」とあります。5条では、教育委員会は、利用許可に制限や条件をつけることができるともあります。営利目的には使用させない、原則的に市民の利用とする、そして、教育委員会が指導・監督する範囲の活動、つまり、文化・教育的活動目的で使用する施設が公民館であると認識しています。公民館は本来、利用料は無償であるべきです。以前は無償でした。市の使用料、手数料、占用料等条例第8条1項では、使用料の額の減額及び免除についてがあり、その詳細は規則第2条別表に示されていますが、公民館施設の使用料の減額免除については、一切記述がありません。当局は、実際の現場では、市内の諸社会教育団体、社会福祉団体の利用は無償となっているので、利用者の8割から9割の方々からは使用料を徴収していない。のさか図書館の小ホールと展示室の場合も同様となるだろうと説明されましたが、どうも納得いきません。もしそのとおりならば、公式文書に記述のないやり方を長年慣例で行ってきたことになります。公民館施設利用者の申請のあり方で、有料にも無料にもなり得るのではないのでしょうか。

事例として、当局が言う市内の社会教育団体、社会福祉団体に所属する小グループの方々はその活動を公民館施設を借りて行おうとするときに、その社会教育団体や社会福祉団体の名称で申請すれば無料、あるいは減額される。ところが、手続方法を知らずに個人の名称、

あるいは全く任意のサークル名で申請すれば有料となるということがあり得るのではないのでしょうか。私が知る限りでは、正式な手続方法ということで、有料で利用されている方が大変見受けられます。また、高い使用料を敬遠している市民は、公民館を利用せず、結果として、市民に対して公平な利用が開示されていないのではないかとということも危惧します。公民館施設は、教育委員会のもとにある文化教育活動施設であり、使用料を徴収することは適切でないと考えます。多面的に検討しても、本条例改正案はこのように問題が多く、また整合性に欠ける部分もあり、賛成できません。

以上で反対討論を終わります。

○議長（佐藤 悟君） 田村明美君による議案第1号、議案第4号、議案第6号及び議案第12号の反対討論が終わりました。

続いて、議案第1号に対する原案賛成者、栗田剛一君の登壇を求めます。

栗田剛一君。

〔6番栗田剛一君登壇〕

○6番（栗田剛一君） 明和会の栗田剛一です。私は、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

この決算内容を見まして、一言で言ってしまうと、大変堅調な決算内容であったと思います。平成20年度は、年度の後半に経済状況が急激に悪化しました。100年に一度の経済危機とも言われています。そういう厳しい状況の中でありながら、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金などが当初予算計上額を大きく下回ったことはやむを得ないこととあります。逆の見方をしますと、市税の収入が当初予算計上額を1億円以上も上回り、平成19年度決算からも5,000万円以上伸びている、そのようなことから、逆風に吹きすさぶ経済環境の中では、信じがたいと言っても言い過ぎではないかもしれませんが、本当にすばらしいことだと思います。職員の皆さんの御努力に敬意を表するものであります。なお引き続き、一層の御努力をお願いいたします。

また、減り続けてきた地方交付税が増額に転じ、平成20年度決算では、平成19年度決算から2億4,000万円以上もふえています。このようなことが決算に明るさを与えているように感じます。そうはいつても、復元された額はまだ不十分であります。財政力の弱い匝瑳市のような自治体にとっては、地方交付税が十分に交付されることが財政運営に安定をもたらすと思います。国に対し、さらに増額を働きかけていただきたいと思います。

地方交付税がふえ、人件費が減っていることから、経常収支比率は大きく改善され、

93.5%になりました。100%一步手前の99.9%であった平成17年度決算から見れば、かなりよくなったと思います。匝瑳市行政改革大綱の目標値である90%にはまだかなりの開きがありますので、引き続いての努力をお願いしたいと思います。

さて、平成20年度に実施された主な事業を見ますと、まず平成21年度までの継続事業であります。合併特例事業として、仮称のさか図書館の整備を初めとする野栄総合支所改修事業に着手したことであります。合併により生じた野栄総合支所の空きスペースを有効活用するとともに、地域住民の要望に沿った図書館等を整備するという、まさに一挙両得の考え方であり、今後、大いに活用されることを期待するものであります。

また、同じく合併特例事業としては、市民スポーツの振興に付与する野手浜総合グラウンド整備事業が完了した。そのほか、市民の安全・安心を確保するための防災行政無線の統合整備に向けた親局との整備事業が実施されました。

このほか、継続事業としては、循環バス運行事業、自立支援給付事業、乳幼児医療費扶助事業、農道整備事業、中小企業資金融資事業、市道の新設改良工事、放課後児童クラブ育成事業などが実施されました。さらに、新たに始まった後期高齢者医療特別会計への拠出金、平成22年度の国体開催に向けた国体準備費、八日市場ドーム空調設備改修工事など、厳しい財政事情の中にあっても、合併関連事業を初め、地域的課題や懸案事項に適切に対処され、中長期的な展望に立った施策の着実な前進が図られていると思います。

したがいまして、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算は認定すべきものと考えます。議員各位の御賛同をお願いします。

以上、終わります。

○議長（佐藤 悟君） 栗田剛一君による議案第1号の賛成討論は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時28分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（佐藤 悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◆

発言の取り消し

○議長（佐藤 悟君） ここで、田村明美君から発言の申し出がありましたので、これを許します。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 先ほど、陳情第1号から第4号についての委員長報告の際の質疑応答ということで、委員長のほうに私のほうから質疑させていただきました。その中で、委員長報告について報告を受けた後、委員長に対して、委員の方々に「—————」と考えざるを得ないというような文言を使ってしまったことについて、「—————」という文言は適切でなかったと思いますので、修正をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） ただいま田村明美君から、本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により取り消しの申し出がありました。よって、この際お諮りいたします。田村明美君の申し出について、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、田村明美君からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

---

○議長（佐藤 悟君） 討論を再開いたします。

続いて、議案第12号に対する原案賛成者、佐瀬公夫君の登壇を求めます。

佐瀬公夫君。

〔13番佐瀬公夫君登壇〕

○13番（佐瀬公夫君） じゃ、私から議案第12号 匝瑳市使用料、手数料、占用料等の条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

本案は、間もなく開設となるのさか図書館の使用料について定めたものと、住宅新築優良住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査手数料について、租税特別措置法の改正により条項が変わったことについての条文の一部の改正であります。

本案の主となる内容は、のさか図書館に係る使用料を定めることではありますが、図書館には付随する施設として、学習室、小ホール、展示室の3施設が設けられました。使用料は、そのうちの小ホール展示室が該当するものでありますが、これらの施設の使用は、端的に申しますれば、公民館的使用を目的として設置されているところから、類似する施設と館外を考慮し、その使用料を定めようとするものと理解するものでございます。

合併協議会において、施設の管理について協議が整った事項として、使用料においては、各施設の内容及び建設年度、またその使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行どおりとするとあります。次に、使用料の減免規定については、八日市場市の例を参

考に、今後、再編するとあります。このことは事前の経過等からは、合併時において統合・再編は困難とされてきたものについては、今後、これから施設の管理運営は、時期を勘案しながら八日市場市の例に倣い、格差を是正するための調整をすることとなっております。このことから、今度設置されるのさか図書館の使用料については、既存の八日市場公民館の使用料を基本としており、図書館の設置される野栄総合支所に近接する施設の使用料を勘案し定めた内容になっておるとの説明でありました。市民の大事な施設であるからこそ、受益者負担の原則は守らなければならないことだと私は考えます。現に運営されている八日市場公民館においては、使用料も含めた規制の中で、たくさんの方々、たくさんの団体が頻繁に使用されておるわけでありまして、円滑に運営もされているのが現状であると確信いたすものであります。このことから、このほど上程された使用料については、本市においては妥当な金額であると考えます。

なお、施設の運用に当たりましては、より多くの方々が十分に活用できるような運用を心がけ、喜ばれる使用形態が図られますよう要望するものであります。

以上、私は議案第12号 匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものとの立場から、議員各位の御賛同を求めるものであります。

以上です。

(「なかなかいい文章だね」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 佐瀬公夫君による議案第12号の賛成討論が終わりました。

続いて、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第6号、議案第7号及び議案第9号に対する原案反対者、大木傳一郎君の登壇を求めます。

大木傳一郎君。

[24番大木傳一郎君登壇]

○24番(大木傳一郎君) どうも御苦労さまです。

私は、市長から提案されました13議案の中で、7つの議案に反対し、この場で6つの議案に対する反対討論を行います。

まず第1に、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず第1に、平成20年度の匝瑳市の一般会計の決算は、いわゆる小泉構造改革、自民党・公明党の政治、小泉構造改革の司令塔である経済財政諮問会議、あるいは規制改革会議、あるいは行政改革社会保障抑制路線の中で、医療難民とか、市民病院の困難、介護難民、そし

て大企業に対する減税、労働の規制緩和、こういうことで、小泉構造改革の影響が匝瑳市にも多岐にわたって悪影響を与えている決算であります。

第2に、そういうわけですから、当然、地方財政の危機が到来をしております。地方交付税、平成11年度がピークで、そこから比較すると平成20年度は、何と15億2,000万円の減額。地方交付税、平成12年から平成20年のトータルでは、何と63億8,100万円の減少。平成16年から平成20年の5年間、とりわけひどかったわけですがけれども、53億9,000万円、これが自民・公明党の政治による地方財政破壊の政治であって、これは江波戸市長、幾ら頑張っても、これだけの予算、地方交付税が削減されれば、十分な匝瑳市民の要望実現がなかなか困難だという状況になるわけで、そういう地方財政危機をつくり出している自民・公明の政治に対する対決姿勢が極めて希薄であったということでもあります。

これらの司令塔の方針に基づいて、3つ目として、匝瑳市においても行政改革が進められてきました。野栄町との合併推進もその一つであり、この行政改革はあらゆる分野に国の指令、方針に基づいて進められて、地域経済、地域の状況、匝瑳市の状況が悪化をたどりました。とりわけ合併によって、合併特例債事業による不要不急の大型事業が進められて、一層の財政危機をつくりましたし、第4点として、市役所の職員の中にも、公務労働の中にも非正規労働者、不安定雇用を意識的に増大させてきました。

第5として、当然、各種の国の方針に基づいてさまざまな諸計画がつくられたわけですがけれども、その後、ほとんど委託料という形で外部に依存して、コンサルタントに依存して作成をして、国の方針に追随するような匝瑳市政が形成されてまいりました。

第6として、そういうような政治を進める中で、匝瑳市の市民税の滞納は、何と6億3,410万円、そのうち、収納可能な税収というのは2億2,000万円。そういうことで、収納率は年々落ち込むという状況に立ち至って、いかに市民が、経営が、暮らしが困難になっているかというのが、この市民税の滞納状況にあらわれております。

第8として、そういうような危機打開に関して、やっぱりこの危機打開の働きというのか、運動、行動は、やっぱり市長会の枠の中と、独自の危機打開の運動が極めて弱体ということでもあります。一方、財政上、問題点として指摘しておかなければならないのは、広域のごみ処理場の建設。これについて、長期にわたって余りにも巨大なごみ焼却場の建設ということで、進展していない。さらに、殻に合ったごみ焼却場の検討というものが求められているというふうに思います。さらに財政上の問題では、合併と同時に防災無線の統合、あるいは電算の統合ということで、8億円、9億円、合わせると十数億円の、15億円の予算計上で、不

要不急の大型事業が推進をされてきたということでもあります。そのほか、合併によって東陽病院に対して、企業債の償還金の負担が平成20年度の3,198万円の支出、合併によって国保匝瑳市民病院も、そして東陽病院に対しても、負担が重くのしかかっていると。そういう中で、財政課長も答弁しましたけれども、平成20年度を総括して、やはり市民の立場から見て、物わかりが良過ぎたと。これだけの国や県の問題のある政治に対して、国にはたった1件、県にはたった4件の要望しか、この平成20年度に要請をしていないと。今や、時代は新しいページ、新しい時代に直面しているわけですから、従来の発想、従来の立場を乗り越えて、匝瑳市民の幸せのために、国・県に対して、大胆に要求の運動を強く求めて、1号の討論といたしたいと思います。

次に、議案第2号の平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対の討論を行います。

国保事業というのは、平成20年度、そして今年度も、極めて危機的な事態に直面しているわけです。国保会計の最大の危機の要因というのは、国にあるわけです。先ほどの住民からの陳情で、委員会では不採択になった。国は本来48%の助成があったのを、今、38%に支出金が、国の責任の財政負担が少なくなって、結果的に国保税を引き上げざるを得ないという状況になっているわけです。ですから、国に対するこの責任追及というのか、責任を求めるということが最大の課題になるわけですがけれども、議会も議会なんですけれども、執行部も極めてその辺、従来の自民・公明の政治に追随して、その政治に呼応して、国保会計を危機に陥れているということでもあります。さらにその問題は、社会保障費の毎年2,200億円の削減、結局、それをも容認をするということにつながるわけです。

そして、第3点として、この間、後期高齢者の医療制度が新設されたわけです。国民の圧倒的な7割、8割の方々が反対していたわけですがけれども、これを強硬導入したと。最近では、民主党を中心とした新政権によって、来年度以降、この後期高齢者医療制度は廃止される方向ですがけれども、匝瑳市としては国の言うがままになって、後期高齢者の医療制度の導入によって、国保会計の事業がさらなる悪化をするという状況をつくり出しております。

第4点として、一般会計からの恒常的な繰り出し、これについては、県内53市町村のうち、市としては36市のうち33、恒常的な繰り出しを進めているわけですがけれども、本市においては、一般会計が苦しいからということで、こういう恒常的な法定外繰り出しが十分行われていないと。

さらに5点として、国保会計の被保険者の世帯数は、7,865世帯、そのうち、何と資格証

明書の発行が165世帯。滞納世帯が約2,000世帯。1,964世帯。さらに短期交付証の交付が1,014ということで、まさにその数値を見るならば、もうまさに国保会計は極めて重大な事態に差しかかっていると。ですから、税を引き上げれば収納率が悪くなるという、悪魔のサイクルが当市の国保会計にもあらわれて、まさに、平成10年度には79.4%であった国保税の収納率が平成20年度には59.9%、一般では58.85%。何と10年間で20%も収納率が落ち込むという深刻な収納率の状況になっています。国保会計で6億3,414万円滞納があるわけですが、平成20年度の未済額を含めると、8億2,600万円。そのうち、収納可能な額が3億円と。やっぱり、本当に国の責任で、匝瑳市、あるいは全国の命と健康を守るこの国保事業に財政負担を求めないと、もうやりようがない、国保税を上げれば収納率が悪くなる、資格証明書の発行をしなければならぬ。結局、医者にかかりたくてもかかれないという、そういう深刻な事態を招いていると。市長は市民の目線に立って、新政権の施策を見守り、強い独自の運動もやれと、こう、大綱質疑のときに、私の質問に対して答弁をいたしました。ぜひ事態の打開のために努力を強く最後に求めたいと、このように思います。

次に、議案第4号の平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

匝瑳市において、75歳以上の高齢者は全体の14.3%、いわゆる人数にして5,825人。75歳の年齢で区切って、差別医療を展開してきました。これは、国民の反対を押し切った強硬導入でありました。匝瑳市議会においても、廃止の決議を求める決議をいたしました。執行部のほうでも関係機関に対して、後期高齢者医療制度に対する改善というのか、その是正を求める取り組みも進められてきました。そういう中で導入された決算であります。この導入によって匝瑳市内で、市役所に対する問い合わせとか苦情が1,573件も殺到すると。この後期高齢者の医療制度に対する市民の批判というのか、導入に対する反対の声がいかに大きいかということがこの件数にもあらわれていると、このように思います。さらに、後期高齢者医療制度の議会は全県一つの議会で、匝瑳市からは議会から推挙されて、私も1度後期高齢者の議員になりましたけれども、各市1人の選出の議員、議会で物事が決まってしまうということで、いわゆる高齢者や県民の声が届かない、そういうシステムでこの制度が導入され、執行されたと。ですから普通徴収については、収納率が日々低下をします。さらに、今まで10万円であった葬祭費が半分に削られて、後期高齢者医療制度の導入が、高齢者や死者にも冷たい仕打ちを進めてきました。後期高齢者の導入によって国保税の収納にも悪影響を与えたわけがありますので、とにかく即刻新政権によって、マニフェストにのっとなって、早期廃

止を強く執行部のほうで求め続けていただきたいということを強調したいというふうに思います。

次に、議案第6号 平成20年度匝瑳市民病院事業決算認定について討論を行います。

何よりも第1に、全国的に自治体病院の8割が赤字決算と。どこでも医療危機に直面していると。近くで言うと、銚子市の市民病院が突然死するという状況になっておりますし、佐原、東庄、全県的にもどこも大変な状況になっているわけです。これはやはり小泉構造改革、医療改革によって、医療費削減の政治によってそういう苦境が出てきたわけですが、だからそういう意味で、市長を先頭に、それから市民病院の執行部も含めて、やはりこの事態の危機の根本的な原因に対するメス、それから目がそこに行っていない。基本的に、やはり国の政治の進め方によって事態が改善できるという、そういう革新的な行動、運動が極めて弱いというのが第1であります。

第2として、そういうわけですから、医師確保の方針がもうあらゆる部分で不十分。市民病院のあり方懇の提言書でも、あるいは今回の改革プランの計画書でも、改革プランでも、その辺が極めて弱体、いわゆる後方に、後に退けられてしまっていると。

第3として、やっぱり国の方針に追随をして、改革ガイドラインに沿って、匝瑳市民病院の改革プラン、これも外部の委託コンサルタントをお願いをして、小泉改革の医療政策を踏襲すると、継続するというところから脱却できない。さらに市民病院の会計の決算に疑念を申すならば、市長を先頭に、市民病院を本当にこういう方向に持っていくんだという方針が常に揺れ動くというのか、ぶれる。特に、旭中央病院との連携を強調してみたり、旭中央病院との統合を強調してみたり、こうして、本当のところはどこなのかというのが常に揺れて、ぶれてきていると。これは現在も、東総医療連携協議会でつくられた提言書、これが依然として破棄されていないわけですから、あのステップ1からステップ5までを読み解けば、要は、旭中央病院との経営統合ということを明確に打ち出しているわけですね。ところが実際、市長を先頭として、経営統合はやらないと。あくまで医療連携だと。ところが、その提言書は破棄されていないと。依然として生きています。公的に破棄されたということの意思表示はされておりません。極めてやっぱり匝瑳市民病院の将来、これから恐らく国も市民病院に対する手厚い助成がこれから始まると思うんです。そのときに、匝瑳市民病院のあるべき地域医療のセンターとしての方向性というものをしっかりと確立して、市民病院の再生、再建のために進めることが今求められていると、このように思います。

次に、議案第7号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について討論を行いま

す。

今回の補正予算は、自民・公明政権が選挙直前での大型の補正予算、いわゆる総額15兆円、この内容を見るならば、やっぱり大企業優遇、大型事業推進。とりわけ自動車産業、あるいは家電産業、あるいは後ほど私述べますが、IT産業に対する支援が中心的な15兆円の補正内容であります。この補正で、匠瑤市の一般会計に国からの支出金の補正が約11億円。その内容は、地域情報通信基盤整備推進交付金、これが2億8,000万円。これはひもつき交付金です。当然これは、光ファイバー、光ブロードバンドの施設整備、こういうものに使うための2億8,000万円です。そのほか、地域活性化・公共投資臨時交付金が5億3,115万円。そのほか地域活性化・経済危機対策臨時交付金が1億8,837万円。合計約10億円から11億円になるわけですが、やはりこれらの臨時交付金というのは、少子高齢化対策、あるいは地球温暖化対策、そういうもののために活用すると。ですから、地方単独事業にも交付をされると。しかし、この地域情報通信基盤整備推進交付金2億8,000万円にさらにほかの多目的の交付金5億4,000万円が投入され、そして、プラス匠瑤市の借金5,600万円の、それに上乗せして、ひもつきでもない交付金が充当されて、結局、光ブロードバンド施設整備工事費にトータルで8億4,000万円投入することになると。結果的に、これはNTTのための資金投入に一面なってしまうと。全国的に91%は民間、NTTの資金で、この光のブロードバンドの施設整備はやられました。残り9%を公共がお金を投入して、施設整備すると。こんなおかしな話はありません。東電の場合も、民間企業ですが、どんなへんぴなところでも、東電はここに電気が欲しいと言え、企業の責任で電柱を立て、電気を伝輸できるようになる。NTTは、今はもうからないかもしれないけれども、先行投資をして、匠瑤市内の光ブロードバンドの設置をするのが、民間の責任でやるのが当然の姿であり、そういうIT産業に対する税金投入というのは、疑問が残るのではないのでしょうか。特に、この名目交付金の名目が、経済危機公共投資目的の交付金なら、その効果、緊急性から見て、子育て支援とか、あるいは匠瑤市民病院の医療危機の打開のための資金投入とか、福祉のためにこそ優先して投入すべきだと。私も各市町村のホームページをひもといて、いろいろな形でこの交付金を使っている自治体もたくさんあります。なぜ匠瑤市はほとんど中心的に光ブロードバンド施設整備に8億4,000万円も国の交付金を使うことになってしまったのかというのが疑問が残ります。私自身もインターネット、パソコンを使いますので、それは光が導入されれば、これはありがたいというのか、喜ぶ1人なんですけれども、しかしそれは当然、光が導入されれば、いいには決まっているわけですよ。しかし民間の仕事に、民間のできるものは民間に

と、こう言いながら、公的資金をそれに投入すると。これはどうしても納得できない。市民要望と今後の活用、この世帯数の実態、そういうところから見て、企業が責任を持って先行投資して整備すべきものであり、余りにも県外でも、5市3町だけじゃないですか。こんな税金の無駄遣いというのか、税金の使い方のおかしなやり方はやめるべきだと。こういうような仕事が匝瑳市には多過ぎるわけです。今回のブロードバンドの導入に8億4,000万円、駅南口の整備、あれは本来ならJR東日本、あるいはその連絡道、本来企業がつくるべき仕事でしょう。それを市がやってやる。市がやっても十分それが活用されないという、私はこれもおかしなやり方だなと議会でよく指摘してきました。さらに今回の合併特例債で、電算の統合、防災無線、結局富士通とか、沖電気とか、正確には違うんでしょうけれども、そういう企業のための合併による統合によるそういう電算や防災無線の、私から言えば、緊急性、効果、そういう点で疑問が残る予算投入を改めて問題にしたいと、このように思います。

次に、議案第9号の匝瑳市立小学校設置条例及び匝瑳市保育所条例の一部を改正する条例について討論を行います。

私も、飯高の友達がたくさんいます。PTAの方々は、今の児童数がどんどん少なくなっている状況から、やむを得ない、仕方がないという気持ちがありますけれども、みんな寂しがつているわけです。いわゆる日本で最初の大学ができた。飯高檀林を抱えて、教育の伝統のあるあの地域に小学校がなくなる。子どもたちのにぎやかな声がなくなってしまう。保育所もなくなってしまうと。この寂しさというのをやっぱり行政は真剣に受けとめて、本来ならば、なぜ廃校ありき、廃園ありきでは、私は行政としては欠如していると思います。その前に、やはり飯高、匝瑳、あるいは吉田、将来的には豊和、こういう過疎というのか、こういう小さい集落であれば、もうまさに限界集落が生まれているわけでしょう。そういうところにやはり特別な地域振興事業というものを、一方では、本当は1年前、2年前からやっぱりやってしかるべきだったと思うんです。そして地域住民の心を静め、そしてよく相談し、そういう住民感情からしての、もっとさらに私は慎重であるべきではなかったかと。多くの飯高の方々から私のところにも問い合わせがありました。大木さん、慎重に対処してほしいということで、最初から、やっぱりこれも小泉改革の具体的なあらわれなんですよ。これは匝瑳市だけではありません。東京のど真ん中でも今廃校が進められているわけです。全国各地で廃校と廃園が進められていると。その中心が教育に金がかかり過ぎるといって、いわゆる財政的などころからの発想から生まれていると。これが果たして日本の子どもたちの将来、日本の将来にとって、本当にプラスかどうかという原点に立った議論、それが今求められて

いると私はこのように思います。さらなる慎重な対応を心から求めて、討論を終わりたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 大木傳一郎君による議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第6号、議案第7号及び議案第9号の反対討論が終わりました。

続いて、議案第7号に対する原案賛成者、苅谷進一君の登壇を求めます。

苅谷進一君。

〔10番苅谷進一君登壇〕

○10番（苅谷進一君） 私は、議案第7号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論を行います。

ただいまの反対討論をお伺いしておりますと、地域情報通信基地の基盤整備事業に賛成でないという意見がございました。この事業は、市内のブロードバンドサービス環境が未整備の地区に市が光ファイバー整備をし、それを民間通信事業者に貸し出しすることによって、市内全域でブロードバンドサービスの提供が受けられるような事業であります。私の住む豊栄地区も、飯倉台だけは、たまたまブロードバンドが全部入っております。しかしながら、先日もまちを歩いておりますと、苅谷さん、地デジがなるようだけれども、うちのところは今集中アンテナがあるが、今度我々はどうなるんだということで、私も、前の一般質問でちょっとお聞きしたことがあります。その中で、やっぱり施設整備が行われないものであると、こういう情報が完全に市内全域に行き届くでないものではないかと私は考える次第であります。現在まで、ブロードサービスが提携されているのは市内でも数少ないと私は考えます。今の時代、高度情報サービスの使いこなせる者が生きていく時代であります。地方にあってもインターネット上に店舗を展開し、大きな売り上げている事業所もあります。実際今、匝瑳市内でこういう企業を起こそうという意欲がある人がいたとしても、ブロードバンド環境整備が未整備では、自宅や現在の事務所、店舗で起業することは難しい部分もあると思います。また、市内に移り住もうかという方にも、実際、ブロードバンドの環境整備が未整備なことにより二の足を踏む人もいるかもしれません。他の市町村に比べた場合、決して有利な状況と言えるような地域でございませんので、こういった意味も考えますと、私は、この情報通信の整備に係る補正予算は必要であると思います。

そのことから、国では2010年までにブロードバンドのゼロ地域整備解消を目指して、補助事業を実施していくようであります。今年度の補正予算で補助額を増額した上で、補助残分の90%を地方活性化・公共投資臨時交付金として交付することにより、地方の負担軽減を図

り、ブロードバンドゼロ整備解消のスピードアップを図るということであるとお聞きしております。匝瑳市の事業費は、8億4,000万円ほどの多額なものでありますが、国庫支出を7億8,400万円ほど期待できるほか、市債の元利償還についても、交付税措置が大きく見込めることがあり、非常に有利な事業であると私は理解します。私としましては、地域情報通信基盤整備事業はぜひとも実施していただきたい事業であると期待するものであります。市の将来大きな悔いを残すことのないよう、この事業を展開していくべきであると私は考えます。また、いろいろなこういう環境通信情報整備をすることによって、地域事業も活性化するものであると私は考えます。

また、先ほどのお話ですと、大企業有利ということですが、実質的には大企業からの臨時雇用の派遣などの派遣切りがございました。そういうことも多少は解消していく意味であると私は考えます。

したがって、地域情報通信基盤整備事業を含む議案第7号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）は可決すべきであると私は考えます。議員各位の御賛同を願うものでありますので、よろしく御理解の上、賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 悟君） 荻谷進一君による議案第7号の賛成討論が終わりました。

続いて、議案第9号に対する原案賛成者、武田光由君の登壇を求めます。

武田光由君。

〔1番武田光由君登壇〕

○1番（武田光由君） 議案第9号 匝瑳市立小学校設置条例及び匝瑳市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

飯高小学校は1874年に開校し、135年の歴史と伝統ある学校ですが、少子化が進む中で児童数が減少し、現在は、総児童数が33名です。1年生はゼロ名、2年生は2名、6年生は3名という、在籍が非常に少ない学年も多く、国の基準では、2学年と3学年、5学年と6学年が複式学級となるところ、講師の配置により実質的な複式解消を図るという状況になっています。今後はさらに児童数が減少し、30名以下になるのではないかと予測もされています。

このように児童数が少なくなることにより、話し合い活動や集団でのスポーツ活動等がしにくいこと、人間関係が広がりにくく、友人関係が固定化してしまうこと、さらに教職員も減少し、学校行事等にも制約ができてしまう等、教育上では大きな問題点が浮上しております。このような児童数減少による問題への対応のため、匝瑳市教育委員会が設置した学校教育問題懇談会において有識者の方々が協議した結果、複式学級が複数出現する場合は、児童

の発達や学習の面でさまざまな問題の発生が考えられることから、統合が検討されるべきであるという報告が出されております。

飯高地区については、教育委員会が平成19年度から地区の方々との意見の交換会やアンケート調査を実施した結果、学校教育問題懇談会からの意見に基づき、平成22年度に飯高小学校と八日市場小学校は統合するという案が作成、提示され、この案をベースに教育委員会が地区民への説明会を開催し、飯高小学校の保護者の方々や地区民の方々も、それぞれ独自に話し合いを行った経過報告がされました。結果として地区に小学校がなくなることは非常に寂しいことであるし、地区の衰退につながるおそれがあることは否めないが、子どもたちのよりよい学習環境の確保や統合を望む保護者の方々の意見は、尊重すべきと考える。地区として、飯高小学校の八日市場小学校への統合はやむなしという結論でまとまったとのことであります。

このようなことから、教育委員会が子どもたちの学習環境の問題を第一に、さまざまな角度から検討し、飯高地区の方々が苦渋の決断をされた上は、児童の通学手段や安全の確保を十分な配慮を当局に要望する中で、飯高小学校の八日市場小学校への統合は早急に実施すべきものと考えます。

また、飯高保育所についても、飯高小学校同様に、園児の減少が著しい状況が報告されました。小学校の統合という事態と時を同じくして廃止になるわけではありますが、きょうに至るまでの関係された皆様と十分な話し合いが持たれた上で、御理解をいただいたとのことでありますので、やむを得ないと思うものであります。

私は、小学校や保育所という地域にとっては大変な財産を失うことをかんがみて、市当局におかれては、今後、跡地利用を含めて、地域への支援には万全を期するべきと提言し、重ねて小学校の実質的な統合に当たっては、児童の通学手段や安全の確保に十分な心配りをするように求め、議案第9号 匝瑳市立小学校設置条例及び匝瑳市保育所条例の一部を改正する条例の制定について可決すべきものと考えますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 悟君） 武田光由君による議案第9号の賛成討論が終わりました。

以上で通告による議案に対する討論は終わりました。

これにて議案に対する討論を終結いたします。

次に、陳情第1号から陳情第4号までに対する討論に入ります。

初めに、陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号及び陳情第4号に対する原案賛成者、田村明美君の登壇を求めます。

(「反対討論ないの」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) ありません。

田村明美君。

[ 1 1 番田村明美君登壇 ]

○ 1 1 番(田村明美君) 日本共産党の田村明美です。ただいま議長から指示いただきました陳情第1号、2号、3号、4号について、賛成討論のみということですが、積極的採択賛成について討論をいたします。

まず、陳情第1号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。

国に対して意見書を匝瑳市議会から出していただきたいということです。陳情者の訴えは次のとおりです。

景気悪化、経済環境の悪化のもとで、家計を助けるために働きに出る若いお母さんがふえている。一方では、全国的な少子化の進行があるにもかかわらず、子どもを預ける保育所が少なく入所できずに、子どもを家に置いて働きに出ているという深刻な実態も、全国的に、また県内でも広がっている。早急に改善されなければならないものである。2006年以降4回の国会で、衆参両院の全会一致で採択された保育、学童保育、子育て支援施策の拡充と、予算の大幅増額を求める請願、この内容が生かされ、政府がその実行に踏み出すよう、匝瑳市議会からも国会で採択された内容と同様の意見書を国に提出していただきたいというものです。至極もったもな陳情趣旨であり、匝瑳市議会として積極的に協力すべきであると考えます。採択が適切です。

陳情第2号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情書。

これも国への意見書提出を求めています。

本年度より3カ年の第4期介護保険事業計画がスタートしましたが、国の法制度改定によって、要介護認定制度が大きく変わり、ケースによっては認定が軽くなり、必要な介護サービスが十分受けられない事例も出ています。また、高齢者人口の増加等で介護保険サービスの供給がふえれば、介護保険料も上がるという制度上の仕組みから、本市の介護保険料も今年度から引き上げられ、高齢者の負担が重くなっています。

一方で、介護の事業所で働くスタッフ、職員の給料、労働条件は恵まれておらず、介護の仕事が好きで就職したが、余りに低い給料のため、将来が不安、また結婚や子育てもできな

いという若者の職員の実態があります。大もとは、財源の仕組みとして、国の負担を軽くしていることにあります。介護報酬を引き上げれば、保険料や利用料負担が重くなります。だから介護報酬を上げることをちゅうちょする、困難となる。だから、介護の職場はいつも人手不足。そして困るのは高齢者とその家族です。

また、施設介護では、特別養護老人ホームが大きく不足しています。入所待機者数は毎年ふえ続けています。国の補助を増額し、そして、特別養護老人ホームを増設することが必要です。

このような実態を認識すれば、2つの陳情項目1、新要介護認定制度を中止すること。2、国の介護、社会保障費を大幅にふやし、介護報酬を引き上げることについての意見書を匠瑳市議会として国に提出することは適切である、採択が適切であると考えます。

陳情第3号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書を求める陳情書。

これも、匠瑳市議会から国へ意見書を提出してほしいという陳情です。

陳情者は、小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設することの意見書を匠瑳市議会から国に対して提出することを求めています。現行では、千葉県の施策に匠瑳市が負担の上乗せをすることで、本市においては、小学校入学前の乳幼児に対し、入院・通院ともに医療費の窓口無料化が実施されています。匠瑳市の場合は、そういうことになっています。その費用負担は、平成20年度決算では、県の負担額1,726万7,000円、匠瑳市の負担額2,342万9,127円ということが計上されています。このことについて現在、国の負担はありません。国の制度として国の費用負担がなされれば、匠瑳市の負担が軽くなります。軽くなったその分を対象年齢の引き上げ等に反映させていくことが可能です。国の医療費無料制度の創設を求めることは、匠瑳市及び匠瑳市議会子どもの要望にもかなっていることです。匠瑳市財政の悪化を食いとめ、国の制度で支援を得るということ、子ども市議会の要望にもかなっていると思います。採択が適切です。

陳情第4号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情書。

国民健康保険税の滞納が1年を超えた世帯に対しては、保険証を交付せずに資格証明書を発行することが市町村に義務づけられています。匠瑳市では滞納相談に力を入れるようにしており、短期保険証の交付にかえるよう努力を続けているとの説明、答弁がありました。医療機関の窓口支払いが10割である資格証明書の世帯では、必要な医療もおくれおくれになり、命を脅かす結果となることもあり得ます。保険証は命綱です。保険税を滞納しているからと、命綱を断ち切ってはなりません。国が市町村への資格証明書発行の義務づけをやめるべきで

す。

国民健康保険は、1958年の国民健康保険法で国民皆保険制度を実現させるためにと制度化されたものです。現在、農家や自営業者世帯だけでなく、高齢者や非正規雇用者がふえ続けており、国保加入世帯の平均所得は低くなっています。しかし保険税、保険料は、市町村国保会計の逼迫で引き上げが目立っています。匝瑳市でも来年度の国保税引き上げを検討せざるを得ないとの当局答弁がありました。これ以上匝瑳市でも国民健康保険税を引き上げれば、滞納はさらに増加し、資格証明書の発行もあわせてふえていきます。悪循環を断ち切って、国保会計を健全化するためには、1984年当時の総医療費の45%の額を国庫負担で支出するという財源バランスに戻すことしかあり得ません。陳情項目1、資格証明書発行の義務づけをやめること。2、国保への国庫負担率を総医療費の45%に戻すことは、匝瑳市、そして匝瑳市議会にとっても、念願している結果をもたらすことにつながります。採択が適切です。

以上、議員の皆さんの採択賛成をお願いいたします。

○議長（佐藤 悟君） 田村明美君による陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号及び陳情第4号の賛成討論が終わりました。

続いて、陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号及び陳情第4号に対する原案賛成者、大木傳一郎君の登壇を求めます。

大木傳一郎君。

（「反対討論はないの」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 通告がありません。

〔24番大木傳一郎君登壇〕

○24番（大木傳一郎君） どうも御苦労さまです。

率直に言って、討論するのもあきれて、唾然として、こんな議会でいいのかなと愕然としていますよ。今、まさに政治が住民のために真剣に、事の事態、新しい政治を今建設、創造していかなければならないそのときに、こういう、3年というのか、5年というのか、10年前の感覚で、議員がその責務を果たしていない姿に、これで果たしていいのだろうかという、何とも言いようのない寂しさを感じながら、賛成討論したいと思うんです。その内容については、もう田村議員が詳細にわたって、いかにこの陳情が重要かということについては述べられておりますので、詳しいことは私はここでは申しません。

私は、常任委員会での審議、委員長に、ここで私、強く感ずるんですが、越川竹晴委員長も、重要な委員の石田議員も、この重要な場にいらないというのは、これはどういうことなん

ですか。

(何事か発言する者あり)

○24番(大木傳一郎君) やはり、住民から出された、あるいは市長から出された議案に対する態度を明らかにするというのは、議員の最大の責任ですよ。これはどういうことなんですか。これは議長、後で正確に全議員に報告してください。ね。いいですか。

そこで、今度の陳情第1号は、保育施策の拡充、いわゆる働く親の利便のための要望です。少子化対策の一環です。なぜこれを反対するのか。

それから、介護制度の改善についても、要は介護認定について、もうこの10月から政府は変えますよ。住民の反対が、国民の反対がたくさんあって、今までの自民党・公明党の政治を軌道修正する動きがもう始まっているわけですよ。2,200億円の社会保障費の削減も、これもやめますよ。これを求めるのになぜ反対するんですか。

子どもの医療費の実現を求めるのに反対するということは、もう現状のままでよいと。中学校就学前まで無料にしてほしいと、こういう要求をなぜ我々議員が名乗らないんですか。それに賛同できないんですか。今、民主党は、2万6,000円の子ども手当の支給を月々やろうと、この財源を準備して……財源が文書の中にないから、財源というのはやるほうで考えるもので、要求する者が考えるものじゃないですよ。江波戸さん。

(「何で私が」と呼ぶ者あり)

○24番(大木傳一郎君) 友美さん。いや、委員会の中でそういう主張をしているから、そういうことではないんですよ。

(「1人じゃ黙っているけれども、一方的に言われては困る」と呼ぶ者あり)

○24番(大木傳一郎君) 反対討論、だからもしやってくださいよ、唯一ここにいる方ですから。

(「いや、無理」と呼ぶ者あり)

○24番(大木傳一郎君) ああそうか。ここにいる、じゃ、委員会で反対した人はなぜ反対なのかということ、最低のルールですよ、議会制民主主義の。それをやらないでただ反対では、これは議会制民主主義じゃないんですよ。数の横暴ということになるわけですよ。

国保の改善、国が45%財政保障してほしいと、これを求めるのがなぜ悪いんですか。なぜこれに反対するんですか。

(「財源がない」と呼ぶ者あり)

○24番（大木傳一郎君） このままいけば匝瑳市は、来年、再来年あれでしょう、大幅な国保の引き上げをやらざるを得ない、今、重大な段階に来ているんですよ。ですから私は、今回の陳情4件に対して、皆妥当な主張ですよ。心からの叫びですよ。そして、これに委員会で反対した方々の理由というのは、理由なき反対なんです。結局、これは保育施策はこのままでよいと、都市部では、保育所が不足してお母さん方たちが困っている。子どもの医療費、少なく困っている。このままだと、国保の引き上げも容認するということになってしまいます。

最後に、やっぱり匝瑳市議会議員が良識がある、委員会では否決したけれども、本会議では当然賛成すべきだという市議会議員としての良心が皆さんの心の中に私はあると。そういう、良識を失っては市民にとって不幸ですから、議員としての責務を自覚して、匝瑳市議会議員としての務め、責任、役割、その立場からして、委員会ではああいう結果になっているけれども、本会議ではみんなで賛成して採択して、国に言うべきことは言おうと。それが匝瑳市民のための、匝瑳市民が望んでいることにこたえる議員としての立場ですから、ぜひ皆さん、この陳情4件に関して、本会議での採択を心から要請をして、討論といたしたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 大木傳一郎君による陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号及び陳情第4号の賛成討論が終わりました。

その場で暫時休憩してください。

午後 2時12分 休 憩

---

午後 2時13分 再 開

○議長（佐藤 悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

続いて、陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号及び陳情第4号に対する原案反対者、江波戸友美君の登壇を求めます。

江波戸友美君。

〔9番江波戸友美君登壇〕

○9番（江波戸友美君） 皆さん、御苦労さまでございます。

いろいろ陳情に対する賛成の御意見を賜り、反対の意見がないのは何かというようなおしかりというか、問い合わせというか、何度かいただきました。原案不採択の反対の立場で幾つか申し上げてみたいと、このように思いますので、お疲れのところを大変恐縮でござい

すけれども、しばらく時間をちょうだいさせていただきます。

まず、理由を申し上げる前に、私、議会の事務局に対しまして、ちょっと要望させていただきます。それがないと、次の論に実は移れないわけなんです。それはどういうことかと申しますと、委員会の審査報告書、ここにごさいますけれども、この欄に発言内容という欄がございまして、各委員の発言の内容が記されております。私、これを見た瞬間に、ちょっと不満を抱いたわけでごさいます。それはどういう不満かといいますと、発言内容と書いてはあるんですが、各委員のいいしは正副委員長の発言等々が、一言で言えば非常にはしょってというか、簡略化されて載っているわけですね。これでは、他の2つの委員会の委員にも共通するでありましょうけれども、数人の発言の趣旨、思いの趣旨がこの報告書によって、果たして本当に他の方に伝わるだろうかという不安と不満を抱いたものでございます。これは議会の常任委員会でごさいます。でき得るものならば、100%各委員、その他関係者の発言を掲載していただきたいというのが私の本音でごさいます。何もせき払いまで載っけてくれとは申し上げませんが、それが本来の審査報告書の趣旨だと、こう思います。ただし、字句の多少のことをはしょっても、それは一向に構いません。なぜそれを申し上げるかと申し上げますと、実は、この陳情の4つに対する田村委員、それから大木議員の発言を先ほどからずっと伺ってしまして、率直に申し上げるものならば、非常に厳しく、非常に一方的に、なおかつ圧倒的に、こてんぱんという言葉は果たして妥当かどうかわかりませんが、言われました。私の発言の趣旨は、そういうことではなかったわけです。本題に入ります。

この陳情は、それは日本の政治がすべてイコール財源の手当てだと言っても過言でない中で、こういう陳情、または請願ないしは国民の要求というものがなされているということをお聞きしたいと思います。そういたしまして、全国の自治体で、国民の皆さんの陳情とか請願とか、その他の願い事は、年間何百、何千と寄せられているはずでごさいます。そんな中で、私先ほど申し上げました。政治がイコール財源の手当てだと言っても差し支えない、そういう国の財政、地方自治体の財政の中で、そこに向かって何々をやってほしいと、何々はこうだから、こういうものをお願いするという場合に、何百何千とある陳情、請願、その他の願い事が、ただ単にやってくれ、頼む、欲しいんだというだけでは、これはインパクトが弱いのではないか、私はこう思います。

それから、委員会で、委員の皆様御存じかと思っておりますけれども、私はこの陳情に対しまして、頭から、何ていんでしょう、反対だというような強いニュアンスで物を言ったことはございせん。非常にいいですよと、内容もいいですよと、できることならばこういうことは

実現するといい、内容もいいし、書き方もいいですよと。今申し上げたように、何百、何千の請願や請求がある。それを受けるために国や自治体が、1つだけ恐らく不満というか、欲しいなと思っていることは、そういうふうに言ってきてくれる、そういう要求があるということは大変いいことだと。しかしながら、今申し上げたような財政困窮の中で、いかに上げても、これはできるものとできないもの、そして優先順位をつけざるを得ない、こういうものが政治の本来の内容だと、こんなふうに私感じたわけでございます。

したがって、こういった場合に、金額を明示するとか、細かい数字を明示するとかではなくて、現在、こうこうこういう状態だから国は、ないしは自治体はこうだから、こういう部分でこういうことをやれば、いいですよ、あいまいでも抽象的でも。幾ばくかの資金ないしは財源が出るのはなかろうか、いかがでしょうかと。それを提案申し上げるなら、私もこの陳情をいたしますよというようなことを、これからは全国の国民がやるべきだと。

(「全部反対だからな」と呼ぶ者あり)

○9番(江波戸友美君) もちろんです。それで、繰り返し言いますけれども、私はこの陳情の内容が悪いとか何とかと言ったことはございませんね。いいと私は申し上げます。ですから、ただし今のような財源に対する対案を示して、こうこうこうだからこういうふうにやってほしいんだよということを対案を示して言ってくれればよかったなど。言葉の字句は違っても、それと同じような意味合いのことを委員会の席上で……

(何事か発言する者あり)

○9番(江波戸友美君) 黙ってください。委員会の席上で何度か申し上げたはずですが、したがって私の考えとしては、今すぐにその対案がないこういう陳情について、にわかに即座に賛成はいたしかねますと。したがって……

(何事か発言する者あり)

○9番(江波戸友美君) 今回のことにつきましては、賛成いたしかねますので、そのようにお諮りくださいと、このような意味合いのことを申し上げました。結果として不採択というような形になるわけですが……

(何事か発言する者あり)

○9番(江波戸友美君) 私の不採択の思いは以上の理由をもって不採択というようにしたわけでございますので、よろしければ、皆さん、私の提案を含めた不採択の理由を可としてぜひ御賛同をいただきますように、私のほうからお願いを申し上げまして、私の不採択に対する意見陳述を終わりたいと思います。

なお、急遽私の討論をやっていただきました、許可をいただきました議長さん等について感謝申し上げます、私の討論を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 悟君） 江波戸友美君による陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号及び陳情第4号の反対討論が終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。



#### 議案（第1号－第13号）・陳情（第1号－第4号）の採決

○議長（佐藤 悟君） 日程第4、これより議案等の採決をいたします。

ただいまの出席議員数は20名であります。

議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） お座りください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり認定されました。

議案第2号 平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり認定されました。

議案第3号 平成20年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） お座りください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり認定されました。

議案第4号 平成20年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） お座りください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり認定されました。

議案第5号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） お座りください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり認定されました。

議案第6号 平成20年度匝瑳市病院事業決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） お座りください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり認定されました。

議案第7号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成21年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 匝瑳市小学校設置条例及び匝瑳市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 着席ください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 匠瑳市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） お座りください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 匠瑳市立図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） お座りください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 匠瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 匠瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情4件について採決いたします。

陳情第1号 現行保育制度に基づく保育施設の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書、本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案について採決いたします。

陳情第1号 現行保育制度に基づく保育施設の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書、本件について採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立少数、賛成少数であります。よって、陳情第1号は不採択と決しました。

陳情第2号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情書、本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案について採決いたします。

陳情第2号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情書、本件について採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立少数、賛成少数であります。よって、陳情第2号は不採択と決しました。

陳情第3号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情書、本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案について採決いたします。

陳情第3号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情書、本件について採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立少数、賛成少数であります。よって、陳情第3号は不採択と決しました。

陳情第4号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情書、本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案について採決いたします。

陳情第4号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情書、本件について採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立少数、賛成少数であります。よって、陳情第4号は不採択と決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時31分 休 憩

午後 3時15分 再 開

○議長（佐藤 悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### 日程の追加

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。匠瑤市農業委員会委員が、平成21年7月19日をもって任期満了となっております。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、市長は市議会の推薦を受け、農業委員会委員の選任をすることになります。

この際、この推薦を本日の日程に追加し、議題としたいと思います。

なお、本件については、議会運営委員会にお諮りし、事前に了承を得た事項であることを申し添えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、匠瑤市農業委員会委員の推薦についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。



#### 匠瑤市農業委員会委員の推薦について

○議長（佐藤 悟君） 匠瑤市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

本件は、選挙によって選任された委員のほか、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、学識経験を有する者4人以内を議会において推薦するものであります。

お諮りいたします。議会が推薦する農業委員会委員については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

そのまま暫時休憩いたします。

午後 3時17分 休 憩

午後 3時18分 再 開

○議長（佐藤 悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

休憩中に、議会推薦農業委員会委員指名者一覧表を各議席に配付いたしました。

なお、配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 配付漏れなしと認めます。

議会が推薦する農業委員会委員に、別紙、指名者一覧表のとおり、佐久間孝雄君、鎌形敏史君、佐藤郁太郎君、以上の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の方々を、議会が推薦する農業委員会委員に決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。よって、佐久間孝雄君、鎌形敏史君、佐藤郁太郎君、以上のとおり、3名の方々を議会が推薦する農業委員会委員に決しました。

したがって、以上の3名の方々を匝瑳市農業委員会委員として推薦いたします。

以上をもって、匝瑳市議会が推薦する匝瑳市農業委員会委員の推薦を終わります。



#### 閉会について

○議長(佐藤 悟君) お諮りいたします。本定例会に付議された事件はすべて議了されました。よって、会議規則第8条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決しました。



#### 議長あいさつ

○議長(佐藤 悟君) ここで、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、去る9月11日に招集をされて以来、会期20日間にわたりましたが、この間における皆様方の御精励と御苦勞に対しまして、衷心より深く感謝申し上げる次第であります。

皆様方におかれましては、時節柄、御自愛の上、さらに一層の御活躍をお祈り申し上げます。簡単でございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。



### 閉会の宣告

○議長（佐藤 悟君） これにて匝瑳市議会平成21年9月定例会を閉会いたします。

午後 3時21分 閉 会